

◎財政運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する法

律
(平成二十四年一月二六日法律第一〇一号)

合は、さまざまな分野で悪影響が生じるおそれも否定できません。現下の厳しい財政状況においては特例公債なくして財政運営を行うことは極めて困難であり、一刻も早くその発行等を認めさせていただくよう、改めて本法律案を提出することとしたものであります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

一、提案理由(平成二十四年一月九日・衆議院財務金融委員会)

○城島国務大臣 ただいま議題となりました財政運営に必要な

財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成二十四年度の一般会計歳入予算の約四割を占める財源を

確保するための特例公債の発行に係る法律案については、さき

の第百八回国会に提出いたしましたが、審議未了のまま廃案

となり、依然として、特例公債金を歳入として見込めない状況が続いております。

こうした中、政府は、去る九月七日に「九月以降の一般会計予算の執行について」を閣議決定し、関連法令の規定や国民生活、経済活動への影響を踏まえつつ、可能な限り予算の執行を後ろ倒すこととしておりますが、こうした措置が長期化する場

第三に、平成二十四年度及び平成二十五年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源を確保するため、公債を発行することができることとし、その償還及び平成二十六年度以降の利子の支払いに要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消

費税の収入をもつて充て、これを平成四十五年度までの間に償還すること等としております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告

(平成二十四年一月一五日)

○五十嵐文彦君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申します。

本案は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、平成二十四年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、平成二十四年度及び平成二十五年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行によって増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定めるものであります。

本案は、去る十一月八日当委員会に付託され、翌九日、城島

財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。

昨日、民主党・無所属クラブ・国民新党・自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派共同提案に係る、平成二十四年度から平成二十七年度までの間の各年度における公債の発行に関する特例措置等を定める修正を行うとともに、当該公債を発行する場合において、政府は、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において当該公債の発行額の抑制に努めるものとする規定の追加を行うほか、附則に、政府は、平成二十四年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行い、同年度において当該公債の発行額を抑制するものとする規定を追加する修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取した後、本案及び修正案について、野田内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十四年一月一四日)

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律

二六

○道休委員 ただいま議題となりました財政運営に必要な財源

の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、昨日、民主党、自由民主党及び公明党三党の間においてなされた合意を踏まえ、平成二十四年度から平成二十七年度までの間の各年度における公債の発行に関する特例措置等を定める修正を行うとともに、当該公債を発行する場合において、政府は、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを目指として、各年度においては当該公債の発行額の抑制に努めるものとする規定を加えることとするほか、本法律案の附則において、政府は、平成二十四年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行い、同年度において当該公債の発行額を抑制するものとする規定を加えるものであります。

なお、提出者を代表しまして、一言申し上げます。

本修正案が成立すれば、政府は平成二十四年度から平成二十七年度にわたる特例公債の発行が可能となります。これは、成立した予算を円滑に執行することで、国民生活の安定を確保し、経済活動に混乱を招かないための時限的な措置である。

政府は、この本委員会の修正の趣旨を踏まえ、いやしくも財政規律を緩め、特例公債の発行を野放図に認めることは一切ないよう財政運営を行うこと。特に、修正後の附則第二項の規定を遵守するものとすること。

一 財政規律の維持 特例公債発行額の抑制は、財政民主主義

政運営を行すべきであります。

また、これらの年度における特例公債の発行に当たっては、予算審議の中で、より慎重かつ丁寧な議論に臨むので、政府は、財政規律の維持の観点から十分な説明責任を果たすべきであります。

修正案の提出に当たり、ぜひとも、これらの点について、委員各位の御理解を得たいと存じます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
ありがとうございました。

に基づく国会、とりわけ予算議決に關する優越を有する本院の責務であり、権能であることを踏まえ、平成二十四年度から平成二十七年度までの特例公債の発行に当たっては、予算審議の中で、より慎重かつ丁寧な議論に臨むので、政府は、財政規律の維持の觀点から、十分な説明責任を果たすこと。

一 政府は、プライマリーバランスについて、平成二十七年度までにその赤字の対GDP比を平成二十二年度の水準から半減し、平成三十二年度までに黒字化する目標について、その実現に向けて万全を尽くすため、中長期の財政健全化への道筋について、法制化を含め検討すること。

三、参議院財政金融委員長報告

(平成二十四年一一月一六日)

○川崎稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十四年度から平成二十七年度までの間の各年度における特例公債の発行に関する措置を定めるとともに、平成二十四年度及び平成二十五年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加す

る消費税の収入により償還される年金特例公債の発行に関する措置を定めようとするものであります。

なお、本法律案につきましては、衆議院において、特例公債の発行年度に係る修正、特例公債の発行額の抑制に係る規定の追加等、所要の修正が行われております。

委員会におきましては、複数年度にわたる特例公債の発行を規定することの是非、三党合意による修正案策定の経緯、震災復興予算の適正化に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、国民の生活が第一を代表して広野ただし委員、みんなの党を代表して中西健治委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年一一月一五日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法律案の成立により、政府は平成二十四年度から平成二

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律

二八

十七年度にわたる特例公債の発行が可能となるが、これは成立した予算を円滑に執行することで、国民生活の安定を確保し、経済活動に混乱を招かないための時限的な措置である。政府は、この趣旨を踏まえ、いやしくも財政規律を緩め、特例公債の発行を野放図に認めることは一切ないよう財政運営を行うこと。特に、附則第二項の規定を遵守するものとすること。

一 財政規律の維持、特例公債発行額の抑制は、財政民主主義に基づく国会の責務であり、権能であることを踏まえ、平成二十四年度から平成二十七年度までの特例公債の発行に当たっては、参議院としての役割を十分に果たすべく予算審議の中で、より慎重かつ丁寧な議論に臨むので、政府は、財政規律の維持の観点から、十分な説明責任を果たすこと。

一 政府は、プライマリーバランスについて、平成二十七年度までにその赤字の対GDP比を平成二十二年度の水準から半減し、平成三十二年度までに黒字化する目標について、その実現に向けて万全を尽くすため、中長期の財政健全化への道筋について、法制化を含め検討すること。

右決議する。